

## 第三者による保険料支払特約

### 第1条（用語の定義）

この特約において、次の用語の定義は下表のとおりとします。

用語	定義
契約内容確認証兼保険証券	保険契約の締結とその内容を証するもので、当社が保険契約者に対し電磁的方法によって提供するものをいい、保険証券を兼用します。
払込期日	普通保険約款第10条（1）の規定にかかわらず、保険期間の初日の属する月の翌月末日をいいます。
払込猶予期間	払込期日の属する月の翌月1日から末日までをいいます。
普通保険約款	傷害保険普通保険約款をいいます。
保険料負担者	当社および保険契約者に対し、この保険契約の保険料を支払うことを申し出、保険契約者に代わり当社に保険料を支払う者をいいます。

### 第2条（保険料負担者による保険料支払）

保険契約者は、保険料負担者が当社の指定する払込み方法により、保険契約の保険料を払込期日までに支払うことに同意し、この保険契約を申し込みます。

### 第3条（保険責任の始期）

普通保険約款第8条（保険責任の始期および終期）（1）の規定に関わらず、当社の保険責任は、次のいずれかのうち、最も遅い時から始まるものとします。

- ①保険期間の初日の午前0時（注）
- ②保険契約に対する申込みがあった時。ただし、その申込みを当社が承諾した場合にかぎり、

（注）契約内容確認証にこれと異なる時刻が記載されている場合は、初日のその時刻とします。

### 第4条（保険料不払の場合の免責）

- （1）払込猶予期間満了までに保険料の払込がなかった場合、当社はこの保険契約の保険期間の初日以降に生じた事故による損害等に対しては、保険金を支払いません。
- （2）保険料負担者が払込猶予期間満了までに保険料の払込みを怠った場合で、当社が既に保険金を支払っていたときは、当社は、その返還を請求することができます。

### 第5条（保険契約の無効）

- （1）当社は、払込猶予期間満了までに保険料の払込みがない場合は、この保険契約を無効とします。
- （2）当社は、（1）によりこの保険契約を無効とする場合は、保険契約者に対する電磁的方法等により無効の通知を行います。

### 第6条（保険料の返還先）

この保険契約の締結後、保険期間の開始前に、保険契約者が、この保険契約を取り消した場合は、当社は、既に払い込まれた保険料の全額を、保険料負担者に返還します。

### 第7条（保険契約の失効）

普通保険約款第14条（2）の規定は適用しません。

## 第8条（準用規定）

この特約に定めのない事項については、この特約の趣旨に反しないかぎり、普通保険約款およびこれに付帯された他の特約の規定を準用します。